

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成26年7月29日（火）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 毛利 晴 光（横浜地方裁判所第5刑事部部総括判事）

裁判官 奥 山 豪（横浜地方裁判所第5刑事部判事）

検察官 石 原 香 代（横浜地方検察庁検事）

弁護士 小 山 昌 人（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 女性 会社員 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性 会社員 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 女性 フリーカメラマン （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 女性 主婦 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 女性 主婦 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 女性 会社員 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

本日はお忙しいところ、また、お暑い中意見交換会に御参加くださいます。どうもありがとうございます。

本日の司会進行役を務めます横浜地方裁判所第5刑事部の毛利でございます。よろしくお願いします。

初めに本日の会の趣旨について若干御説明しておきます。

裁判員裁判は今年の5月で丸5年になりました。おかげさまで割と順調に推移しているところではありますが、まだまだいろいろと改善すべき点がありますし、これからも絶えず運用の見直しをしなければならないと考えております。

裁判員、補充裁判員を経験された方からの御意見等がその貴重な資料になります。そこで、皆さんの御意見等をお聞きする場として本日の会が設けられております。

どうか皆さんには忌憚のないまさに本音の御意見や御感想等をお聞かせいただきたいと思います。

初めに、御参加の裁判員経験者の方6名の紹介を担当された裁判を中心に私の方からさせていただきます。皆さんの名前はここではお呼びしません。恐縮ですが番号でお呼びします。裁判員裁判で番号で呼ばれた場合もあるかと思います。同じような形でやります。

まず、1番の方は強制わいせつ致傷等の事件でした。7歳の女の子をアパートの空き部屋に連れ込んで性的ないたずらをして、その際に女の子にけがをさせたといった事件だったと思います。争点は少し細かいところですが、その空き部屋に侵入した点についてその部屋が他人が管理したものと言えるのか、被告人にその認識があったのかという点でありました。

次に2番の方は共犯者と二人で行った強盗致傷等の事件でした。共犯者が通りがかりの女性から財布を引ったくり、車で逃げようとした際、その女性が財布を取り戻そうとして車の助手席の窓から手を入れているのに、そのまま車を発進させて引きずりけがを負わせたという事件でした。争点は、車を運転していた被告人に被害者が車に手を入れている状態であることを認識していたかどうか、言うならば暴行の認識があったのかということでした。

3番の方は、殺人事件でした。交際していた女性の首をタオルなどで絞めて殺したという事件です。争点は、被告人に殺意があったのか、犯行当時に責任能力があったのかです。

4番の方は殺人未遂の事件でした。自宅前に停車した配送業者の男性に対し運転席の窓から果物ナイフなどで胸などを刺したけれども、重傷を負わせたにとどまったという事件です。争点は、殺意があったのかです。

5番の方は、傷害致死の事件です。自宅に帰ったところ、妻が浮気相手の男性と一緒にいるのを見て激高し、妻にゴルフクラブのシャフトなどで全身を殴打して死なせたという事件です。この事件では事実争いがなく、量刑が問題になりました。

最後に、6番の方は、強盗致傷等の事件でした。ショッピングセンターのエレベーター前で82歳の女性のバッグを無理やり引ったくってけがを負わせたという事件です。争点は、どのような方法でそのバッグを奪ったのか、被告人に暴行があったのかということ、犯行時の責任能力に問題はなかったのかということでした。

今回は事実関係に争いがあるという方が5名と多いのが特徴だと思います。

本席には、ほかに裁判員裁判の経験があり実際横浜で裁判員裁判を担当している裁判官、検察官、弁護士が、一人ずつ参加されております。

私が紹介しますけれども、私の隣にいますのが奥山裁判官です。

3番の方の隣にいますのが横浜地方検察庁の石原検事です。それから、向かい側6番の方の隣にいますのが横浜弁護士会の小山弁護士です。

3名の方からは、皆さんに随時質問があるかもしれません。特に検察官や弁護士の方、裁判員の方から話を聞く機会がなく、皆さんが話される内容というのに非常に関心を持っていると思いますので、よろしくお願いします。

以上で参加の方の御紹介を終わります。

それでは、これから意見交換に入りたいと思います。本日のテーマは「評議について」であります。

初めに、なぜこのテーマにしたのかについて御説明します。

裁判員裁判では皆さん御経験済みだと思いますが、審理と評議の二つの段階に分かれております。

審理については公開の法廷で行われますので、当事者である検察官や弁護人はもちろん、これを傍聴していれば誰でもどのようなことが行われたのか、その内容を知ることができます。

これに対し評議は、評議室で非公開の中で行われますから、評議に参加している担当の裁判官、裁判員及び補充裁判員しかその中身を知っている者はいません。ほかの者は、評議で何が話し合われどのように結論が出されていったのかは判決の内容からある程度は推測できて、実際のところ知りようがないわけです。しかも、

評議の内容は皆さん御承知のように守秘義務の対象になっておりますので、皆さん方から話を聞くということも出来ないということになっております。裁判官も同じように評議の秘密を漏らすことはできませんので、やはりその内容について明らかにすることは出来ないこととなります。言うなれば評議はブラックボックスみたいなものです。

ですから、検察官や弁護士も、評議がどうなっているのかということは非常に関心があると思います。また、担当してないほかの裁判官も、自分の担当してない事件でどのように評議が行われているのかということについては、結構関心があります。私も皆さん方が担当された事件には担当しておりませんので、皆さんがどのような話をされるのか非常に興味を持っております。

そういうこともありまして、これまでの意見交換会では専ら審理を中心にして行ってきましたが、今日は少し冒険をしてそのブラックボックスの中を少しだけ開けてのぞいてみようという試みです。今の趣旨を御理解ください。

初めに、評議について皆さんの一般的な感想をお聞きしたいと思います。何を話せばいいのかということになりますが、こんな点をお聞きしたいというポイントを私から幾つか提供致します。

皆さんは評議に臨むに際して、評議というのはこのようなものだろうと思って参加されたと思います。一応のある程度のイメージというのはあったと思います。そのイメージと実際に評議に参加されてみてそのギャップはあったでしょうか。

それから、イメージどおりであったかどうかは別として、皆さんが参加された評議は皆さんにとって充実したものであったかどうか、皆さんが自分の意見を評議で自由に述べる事が出来たかどうか、終わってみて、心残りはなかったかということです。詳しいことは後ほど各論としてお聞きしますので、ここは大まかな感想とか印象ということでお話しいただければと思います。

評議でも順番どおりでお聞きすることがあります。1番の方から申し訳ありませんがお聞かせいただけますでしょうか。

(1 番)

まず、最初に選任された時から自分では裁判員は務まるのかと、法的知識が全くないままにそのような立場でこういう人を裁くということに携わって良いものかと感じました。いろんな立場、性別、職業の人々が集まって評議をする中で、いろんな自分の人生経験、いろんな環境を経て出てきた考えというか価値観、いろんな知恵を持ち合って、その評議に活かせたのではないかなと思いました。

イメージはうまくは言えないんですけども、どのように答えといいますか、最終的な判断をしていいか分からなかったんですが、その評議を進めていくにつれて、それが少しずつクリアになっていったというのが大まかな感想です。

(司会者)

はい、ありがとうございました。

2 番の方はいかがでしょうか。

(2 番)

1 番の方とほとんど同じような意見なんですけども、始めは当然未経験のことですから、私自身、特に法律的な分野で仕事をしているわけでもないですので、そういう意味では素人ですから、どういった価値観で判断を下したらいいのかということが、非常に最初は心配で仕方がありませんでした。裁判員という制度の中で、私としては、勝手な解釈かもしれないけれども、最終的には自分の日頃の生活態度と言ってはおかしいですけど、やはりその一人の人間としての良質な意見、良心に照らし合わせて判断を素直に下せばそれでいいのではないかなと思いました。

ただ、やはり我々しょせんは素人ですから、冷静な意味での判断がちゃんと下せるかどうかというところが一番気掛かりでした。特に私が担当した事件ですと、余り世間一般の方々が感情的になるというか、被害者に対して非常に同情を寄せて、その加害者に対して憎しみを抱くような内容ではないけれども、例えば、その逆であった場合というのは非常に怖いと思いました。

(司会者)

はい、ありがとうございます。3番の方はいかがでしたでしょうか。

(3番)

まず、最初に日程を頂いた時に、評議の日程というか時間の割り当てが余りにも多いので、びっくりしました。こんなに一つのテーマで何日もそれだけを話すことができるのか、こんなに日程が必要かと思っていました。実際に始まってみると、皆さんの意見とか、職業もばらばらですし、同じものをずっと見ていたつもりだったのですが、皆さんいろんな角度から掘り下げてきて、時間的には本当にこれだけ必要だったんだと思うぐらい皆さんと一緒に意見を交換することが出来ました。

最後の方にはもう言い尽くしたというぐらいの場を与えてくださったと思いました。

(司会者)

非常に充実感のある評議だったということでしょうか。

(3番)

そうですね。始めはこんなにだらだらと長い日程が必要かと思っていましたが、裁判官の方が自分たち裁判員が言いたい意見をどんどん言わせてくださるような環境でいい経験をさせていただきました。

(司会者)

はい。ありがとうございました。4番の方はいかがでしたでしょうか。

(4番)

評議は本当に自分の意見が責任が重いということを感じて参加させていただきました。最終的には、携わったその事件、評議は公開はできないまでも、審理の部分では傍聴がされている中で、責任は果たさせていただこうという思いで参加させていただいた五日間でした。

(司会者)

はい、ありがとうございます。

5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

まず、裁判員裁判に参加して良かったと思いました。特に身体的や精神的にもそれで負担になるということもなく、私に関わった事件には壮絶な場面があったりとか大変だったんですけれども、何とか乗り越えられました。私なんかが知らない世界といいましょうか、そういう内容でした。その中で、どういうことなんだろうとか、全然意味が分からないことがあったのですが、そういうのも聞いて分かったし、裁判官は本当にいい事も、特に悪い事も沢山知っていると思いました。いい事よりも本当に悪い事とか汚い話とかというものを裁判官が全部知らなければ、こういうことが出来ないものなのだという事は、気の毒というか、すごいお仕事だと思います。私たちは上辺だけで生きていて、子供を何とかやれば生きてこれたのですが、そういうようなことは私は何も知らなかったところだったので、すごく刺激になりました。

あと、私たちが起訴状を作るわけじゃないですけど、まず、「起訴状に対して正確に見るように」と裁判長は言われて、ほかからの意見だとかではなくその起訴状に対してどうかということを何度か言われたので心して忠実に行いました。起訴状が出来てしまう前の時に、あの人はあの時どういう状態だったのかということなど知りたいこともあったんですけれども、それを言ったら、「いや、それはもうここに書いてあるところで」というふうな言い方をされました。もちろん裁判員裁判を何も知らない主婦のようなものが起訴状を作ることは出来ませんが、作成される以前の時というものを忠実に正確にして、いいことも悪いことも見なければこちらが判断出来ません。それを後で覆すことは出来ませんし。それが少し不思議に思ったことでした。

その後、新聞やテレビでの裁判の話は特に気を付けて見ていますし、あの裁判長が出てらっしゃるとか。そんな目で今も見ています。

(司会者)

はい、ありがとうございました。6番の方は評議に参加されてどうでしたか。

(6 番)

裁判とか今まで全然縁もなく生きてきました。通知を頂いた時も軽い気持ちで、母に「これは役割だから行かなくては駄目だ」というふうに言われて、軽い気持ちで休みを取ってきたら、まさか選ばれるとは思ってなかったので、実際のギャップというか、真っ白な状態で入ってきたので、こんなふう to いろんな人が一つの裁判に動いていて、関わっていて、話をしていくんだということに驚きました。

実際の評議時間もとても長くて。二日半ぐらいあったと思いますが、3 番の方がおっしゃっていたようにこんなに長く話すことが果たしてあるのかというふうに思っていました。先入観をまず裁判長の方が否定されまして、「真っ白な状態で証人のいろんな話を聞いて話していく上でまた結論を出してください。そういった意味での結論が初めて結論と言えます」というふうにおっしゃられて、それで取り組んでいったんですが、量刑を決める時にも、裁判官の方同士が過去の裁判例を引き合いに出していろいろ話されていて、裁判官の方でもやはりこんなに話すことがあって考えていかなければならない重要なものが裁判なんだと思い、犯罪をするのはいけないというふうに本当に強く思いました。

それで、やはり真っ白な状態で臨んだのですけれども、経験してみても普通に生きてきた中では経験出来ないものを、短い五日間という中でしたが、経験させていだいたというふうに思っています。

(司会者)

はい、ありがとうございます。今、大まかな感想とか印象ということでお話を伺いました。

では、これから各論に入りたいと思いますが、先ほどもお話ししましたが、評議の内容については皆さん守秘義務があります。したがって、守秘義務に触れるようなことは、こちらもお聞きしないことにしております。

ただ、皆さんも既に説明を聞いて御承知だと思いますが、守秘義務の対象は評議について一切話してはいけないというものではありません。事件の具体的な内容に

踏み込んで、誰がどんな意見を述べたのかとか、あるいは、ある点について意見が分かれたとか、最終的にどのような形で結論が決まったのか、そういったことを口に出すのは駄目ですという話です。

ですから、これからお聞きするような評議で裁判官からどのような説明があったとか、評議で参考にした資料はありましたかとか、そういった言わば形式的な話は別に差し支えありませんので、事件の内容に踏み込まないでこういったことがありましたと、うちの評議ではこういうことがありましたということをお聞きしたいということです。余り神経質にならないようにしてください。

では、評議の実情、形式面についてお聞きしたいと思います。

先ほども3番さんや6番さんからも出ておりましたが、皆さんが参加された評議は日程的にどうだったのでしょうか。こんなに時間を掛けるのかという話がありましたが、実際に評議をするのに十分な時間があつたのかどうか、十分な時間じゃなくてもっと時間が欲しかったとか、どうも駆け足で進んでしまって、そういう印象が強くて、物足りないとか不安全感がありますという印象があるかもしれませんが、この辺りから質問したいと思います。

先ほどもお話が出ました3番さん、どうでしょうか。

(3番)

結果的にはちょうど良かったと思います。一つの事件に対して大体五日間から1週間、祝日も入っていたので週をまたいでしまいましたが、全ての能力を使い果たすには丁度良かったと思いました。

評議の時間もやはり皆さんそれぞれの意見を述べたりするのに、大体二日から二日半ぐらいというのは結果的には必要なことだったと思いました。

どうしても経験がなかったものですから、最初はそんなに話し合いの場が必要なのか、そんなに意見が出るのかと思っていました。蓋を開けてみると皆さんいろんな意見をお持ちで、とても充実した時間だったと思います。日程的には丁度良かったと思います。

(司会者)

3番さんの事件では、審理が終わる結審といいますか、終結からその後、評議に入るわけですが、それが四日目のお昼前からずっと評議に入って、次の日、その次の日と、二日半ぐらいあったということで、最終日は一度結論が出た段階で最後に判決の案を見るというような形でしたか。

(3番)

はい、そうです。

(司会者)

6番さんもこの辺りのお話がありましたけれども、時間的には十分だということでしょうか。もう少しやってもいいのではないかなという御意見はありますか。

(6番)

時間的には十分だったと思います。いろんな意見が出てそれぞれ一つずつ話し合っていました。話し合いは十分に行われたと思っています。

(司会者)

ほかの方はいかがでしょうか。先ほど説明したとおりですけれども、いろいろと争点がある事件とそうではない事件がありますが。

5番さんの事件は争点はないということでありましたが、評議の時間としては十分だったでしょうか。

(5番)

最終的には丁度いいというか。

(司会者)

丁度いいぐらいですか。

(5番)

私は一番最初は大変な事件なので、この人の一生をとって被告人の方の家庭もあるだろうし、もっと掛かるものかなと、大事な一生を決めることでそんな簡単でいいのかと思っていましたが、順序よく話を進められていました。モニターでいろいろ

資料を見せていただいて判断しました。

(司会者)

2番さんどうでしょうか。

(2番)

私の場合、公判四日目の最後の検察側の尋問ですか。少し時間が長かったため弁護人の方の弁論が出来なかったんです。

(司会者)

時間がずれてしまったのですね。

(2番)

予定ではこの四日目の最終で行うはずだったのが、五日目の本来午前中から評議は始まるんですけれども、ここへ差し込まれてしまったので。お終いは切られていますから時間的にはそこが若干短かったです。これは主観的なものかもしれませんが、緊張した状態で話しをしていますので、実際の時間よりも時計の進み方が早い感じで、十分な時間が取れていたかというところのような感じはしなかったです。私の場合、五つ事件があって、それぞれの時間の取り方といいますか配分が、一番争点がある重要なところにかなり取られたため、トータルのパーセンテージが何か短かったような気がしました。

(司会者)

もう少し時間があつた方が良かったですか。

(2番)

そうですね。やはり我々にとっては一番重要な時間ですからその評議の時間としてはもう二、三割長くしていただきたかったかと。

(司会者)

もう半日ぐらいですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

ほかの方はいかがですか。

1 番の方，4 番の方，時間が足りなかったとか，もう十分だったという話ではいかがですか。

(1 番)

時間は十分でした。

(司会者)

4 番の方もそうですか。

(4 番)

はい，十分でした。

(司会者)

裁判官の方もいろんな経験上，大体このぐらいだろうということで予定を立てているわけですが，それに見合うようにやっているんでしょうけれども，いざ蓋を開けてみると評議がどういうふうに進むのかということは，もちろん参加されている皆さん方がどういう意見を言うのかにもよりますので，思うように進まないということがあるでしょうし。だから，そういうことは当然予測しなければならないんだと思います。

ある程度の予備は時間的にとっていると思うんですね。大体最終日は皆さん，実際には余り評議をしないで，先ほどお話ししましたように判決の草稿を見るというような時間で済ましていると思います。もし，そこまで食い込んでくるようなことがあれば，そこまで使って評議を尽くしているということもあると思いますから。

この日程の関係で，少しお聞きしますが，3 番さんの事件では中間評議ということで，審理の途中でも時間を取って少し話し合いをしたというような予定が組まれていたようですけども，そういうことはありましたか。

(3 番)

はい，ありました。

(司会者)

具体的にはどんな話をされていましたか。そこでは証拠の見直しですか。

(3番)

内容が複雑だったので、毎回、普通の想像をはるかに超える被告人の状況とかがあって、書いてあること以外に何か分からないこととか、浮き世離れしたところがある人だったので、想像の世界とかで、どんどん私たちが入っていけなくなっていて、もう一回戻して、こういうことすみたくない感じで。何度かそういう訂正というか、私たちが分からなくなってもうパニックになっている状態を皆さんで少し整理して、今こういう状況でというふうになったことはありました。

(司会者)

3番さんの事件は、最初にも言いました責任能力が問題になったということです。少々特殊な事件でして妄想といいますか、自分がしていることは別に悪くないんだみたいな、そんな感じで犯行に及んだというような、霊に取りつかれているとか特殊な事情と言えばそういうことだと思いますけれども、そういう事件だったということですね。

ですから、その時々でそういった事柄について専門用語もあるでしょうから、その振り返りをしたということですかね。

(3番)

はい、そうです。

(司会者)

やはりそういう時間帯は設けた方が良かったですか。

(3番)

そうですね。

(司会者)

ずっと審理していきなり評議ではなくて中間的にそういう話し合いを持つというのは良かったですか。

(3番)

はい。実際に、今度は弁護人の方からの意見、今度は検察側からという、順番に話を聞いてくるじゃないですか。そうすると、もう毎回、評議室に帰ってくる時には、もうみんな頭が本当にパニックになるぐらいな状況で。それを多分、裁判官の方が見ていて、ここで1回ちゃんと話し合いをしないと次に進めないですねみたいな感じでした。そういう場は作っていただきました。

(司会者)

意見というか立証ですかね。証拠調べのことで。

(3番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

ほかの方で、今、聞いていて、そんなやり方もあるのか、そういうのを取り入れてもらった方が良かったという方はいますか。うちの事件はそのような事件ではないからいきなり評議でもいいやということなのか、いかがですか。

(5番)

やはり私たちにもありまして少し5分とか戻って「今のは分かりましたか」とか。それで納得してそれで進みました。

(司会者)

休憩時間とかそういうわずかな時間でもそういうことはあるとは思いますが、それよりはもう少し長目にということですね、中間評議として時間を取ったのは。

(5番)

はい。

(司会者)

次に、実際に評議をやる時の進行役。司会は誰だったのかということで、これは

大体皆さんの事件は裁判長がされていましたがね。

(1 番から 6 番うなずく)

(司会者)

では次に、評議をどういった手順で、まずこういうことを議論して、次にこういうことを議論してとか、それからこういうことを決めますよとか、そういう手順について最初に裁判官から説明はありましたでしょうか。

(1 番から 6 番うなずく)

(司会者)

そういう説明もないままに、「まず、これをやりますよ」というような話から始まることはなかったですか。2 番さんは首をかしげてますが、いかかでしたか。

(2 番)

記憶にないです。

(3 番)

ありました。「それでは、これから」と言った時に、私たちは本当にこれから何をするのかという先が分からなかったので、まず、今日はこういうことをします。こういう流れで決めます、今日はここの部分について話し合いをしましょうとかという感じで。

(司会者)

そういう道筋みたいなのは示されていなかったか。

(3 番)

はい。

(司会者)

そうですね。言われたように、今、何をやっているのかがよく分からないままただそこのところだけ議論しても始まりませんので、恐らくそういう説明はあると思います。

次に、先ほど、どんどん裁判員の方から意見が出たという話もありましたけれど

も、裁判員の皆さんの意見の出方ですね。

逆に言うと、司会役の人はこういった形で意見を引き出していましたか。よくあるのは司会役の裁判長から「この点はどう思いますか」ということで質問が出ますよね。それについて例えば「2番さんどうですか」って聞きますよね。2番さん答えますよね。次に、「5番さんどうですか」という感じで司会役の裁判官と裁判員との1対1でやり取りして、また次に別の方と1対1でやり取りしてというやり方なのか。あるいは、もう司会者そっちのけで裁判員の方が1番さんが意見を言ったら、6番さんが「私違います」とか「こう考えます」というのを出して、裁判員同士がどんどん話を、意見を出していくというような感じだったのか、どちらのパターンでしたか。1番さん。

(1番)

裁判長に仕切っていただいて。大体順番なんですけれども意見を一人一人聞いていって、そこから横から挟んでくるとかそうやって、白熱した議論とかというふうにはじゃなくて至って冷静にワンクッション。まず、例えば1番が答えたら、裁判長が「こうこうこういうことですね」、「1番さんのおっしゃりたかったことはこういうことですね」と整理して皆さんにも少し説明して、次に「2番の方」ということで言っていたので分かりやすかったですし、整理ができました。

(司会者)

ほかの方はどうですか。裁判員同士で白熱した議論をするというんですか、意見を戦わせるといいますか、そんな場面というのはありましたか。

(3番)

最初は皆さんどう言ってもいいか分からなかったもので、もちろん裁判官の方が振ってくださるんですけれども、結局ここに集まった人たちだけです。その後、全くもうそこを離れてしまったらお会いすることもない人たちでもあり、今までの経歴も全く知らない人たちなので、だんだん言いたいことを言ってもいいんだという雰囲気が出ていて。そのために集まったわけですから、ここを離れたらもう何を

言っても別に誰かに何かされるってわけでもないという雰囲気が出来上がったのか、
どんどん意見が言えました。私個人としては気持ち良かったというか、一つのこと
に対してそういう意見もあるんだとか。なかなか日常で会社でも家庭でも学校でも、
言いたいことを言えるってなかなかない場なんだということがあって、テーマは一
つなので。そのテーマに沿って言いたいことが全部言えるというぐらいでした。

(司会者)

雰囲氣的に活発に意見を言えるような雰囲気だったんですかね。

(3番)

はい。

(司会者)

6番さんはどうでしたか。

(6番)

最初は、「1番さんどうぞ」という形で全員で意見をまず出し合って。「大まかに
こういうところの話し合いをしていきましょうか」というふうに大体の指針を頂い
てから話し合うというふうにしていきました。最終的にはもう五日間一緒にいるの
で、いろんな話が出ていて、いろんな立場からいろいろ意見を言っていくというふ
うになっていって。とても充実した評議だったと思います。

(司会者)

意見の出し方という意味では、いきなり意見を戦わすことにはならないでしょう
から、司会役から皆さんどうですかと振って、例えば「1番さんどうですか」とい
うようなことから始まると思います。中には打ち解けてといいますか雰囲気が良く
なれば裁判員同士でいろいろ意見を言い合うというような3番さんが先ほど述べら
れたようなケースもあるのかもしれません。

その意見の出し方として、皆さん一番最初に言う時には評議でも緊張しますかね。
一つのやり方として、誰が何を言ったという緊張するでしょうし、後々に自分が
その意見について責任持つのかという話が出てくると思います。誰の意見か分から

ないような紙に意見を書いてくださいという形で意見を出し合って、それをホワイトボードとかに貼り付けたり、あるいは誰かが書き込んだりした形で意見を取りあえず出してもらおうというやり方。よく附箋方式って言うんですけれども。そんなやり方を採られたところがありますか。

量刑でもいいんですよ。量刑で結論だけ何年ですかという時に言葉で言ってしまうと、あの人は何年ってことが分かってしまうので、影響を受けてしまうということもあるでしょうから、それはお互いのことを抜きにして言うということであれば、紙に書いて誰が言ったかは別にして、もちろん最終的には確認しますけれども、そのようなやり方したところがありますか。

(2番)

ええ。

(司会者)

どんな場面ですか。

(2番)

やはり量刑云々というところで同時に言いづらいじゃないですか。裁判長の方はやはりその辺りを考えて、無記名投票みたいな形で書くのは何年と。それを同時に開いてホワイトボードに記入する。当然その時は、何番さんが何年というのは出てしましますがね。ただ一人一人意見を述べるよりもその時点で周りからの意見から影響されない状態で素直に書けるのでそのやり方の方がいいと思います。

(司会者)

量刑以外で何かそういうやり方をしたところがありますか。

(1番から6番返答なし)

(司会者)

ないですかね。ここはそれぐらいにしましょうか。

次に、その評議の中で裁判員の皆さんは事実についても量刑についても意見を言われるんでしょうけれども、裁判官も意見を当然言いますよね。裁判官はどんなタ

イミングで意見を言われていましたか。

裁判員の方がそれぞれ意見を言った後で、おもむろに裁判官3名が順番に意見を言うという形なのか、皆さんが意見を言っている間に少々口を挟んである裁判官が意見を言うとかいうことがありましたとか、いろんなパターンがあると思いますけれども、どんなやり方が多かったですか。

裁判官の方は結構謙抑的にといいますか、なるべく言わないような形で進んでいましたか。

はい、どうぞ。5番さん。

(5番)

私なんかの時は、まず大抵一人一人。まず裁判長が自己紹介してくださって気をリラックスさせていただいて。いざ評議になると、「1番どうぞ」と言われて一回り回って、その「大体の意見がこういうことですね」ということで、またこれについてというとなまた1番から。途中からまた逆周りになってほっとしたということもありました。

(司会者)

余り裁判官の意見は途中では入らないやり方ですね。

(5番)

終わってから入る。

(司会者)

一回りしてから裁判官ですか。

(5番)

はい。ええ、そうですね。

(司会者)

順番に、若い裁判官からですか。

(5番)

そうですね。はい。

(司会者)

大体、そんな感じですか、皆さん。

(6 番)

私の時は円卓に並んだ順番どおりに左陪席の方も右陪席の方も発言して。最後に裁判長の方がお話をなさっていました。それで、結構積極的に裁判官の方もお話をされていて、裁判官がそれぞれ違う意見を違う立場から擁護するような形でお話しされて、「じゃ、どう思いますか」ということでもう一回全員で話し合うというような場面もありました。

(司会者)

裁判員の間に裁判官の席があるわけですね。

(6 番)

はい。

(司会者)

だから当然に裁判官もその順番が来れば意見を言うということですね。

(6 番)

そうです。3 番の次が。

(司会者)

裁判官が座っているんですね。

(6 番)

5 番の次はもう一人という形で全員で話していきました。

(司会者)

もう席順ということですかね。

(6 番)

そうです。

(司会者)

最後は裁判長ということですかね。

(6 番)

はい。

(司会者)

その辺はどうですかね。裁判官に途中で意見を言われてしまったら困る、影響力があつて裁判員としては意見を言いにくいとか、そういうような感じはありますか。どうでしたか。

(3 番)

最初の印象は何か裁判官というのはもっと非人間的と言つては失礼ですけども、何かすごい怖い感じがありました。しかし、実際に評議で話をしていると全く皆さんと同じ立場で、裁判の案件に対して触れ合っているからそういう立場は関係ないというのを時々おっしゃられて。もちろん裁判官の方が意見を言ってしまうとそちらかというふうに思われたのかわかりませんが、そういう雰囲気を全然与えることなく、いつも柔らかい感じで、最初の怖いイメージは全くなく、「皆さんと同じ立場でスタートしているんですよ」ということを時々おっしゃってくださったので意見も言いやすかったです。少し道がそれた時に手を出してくださるような雰囲気でした。

(司会者)

そんなにリードされているような感じではないんですかね。

(3 番)

はい。

(司会者)

6 番さんもそうですか。

(6 番)

私の前に裁判官の方が発言する席でしたので、余りの視点の違いに私が思っていないことをおっしゃるので初めは言いづらいものがありました。私はこんなことしか考えてないとか、そういうことまで考えないといけなかったのかと思うこともあり、

大丈夫かなと思ったことはありました。

でも、話し合ううちに自分の意見はちゃんと言わなくてはいけないというふうに見えるようになりました。最初はやはり視点の違いに驚いていました。

(司会者)

裁判官の意見が出ても、また同じテーマで少し議論をするということも当然あると思います。そういう時には、やはり裁判官の意見に影響されてしまったとか、リードされてしまったというような、何かそういうマイナス的なイメージを持たれているのか。そうでなくて、やはりあくまでも自分たちの意見をちゃんと言え、全員の意見が出たよと、そんな感じなのか、どうですかね。

(1 番)

例えば、裁判員が全員集まったらやはり本当にいろんな性格の方がいるんですけども、うまく裁判官の方がうまく役割分担といいですか、こういうことを言うのはおこがましいんですが、それぞれの公平な立場でこちらの意見からはこうですね、こちらの意見からはこうですねというふうに両方の立場に立ってそれぞれについて私たちの意見を尊重してくださったのがありがたかったですし、意見も言いやすかったです。

(司会者)

はい、ありがとうございます。次は、評議に当たっての資料という意味では、恐らく審理の中でも当事者からいろんな資料を配られたと思います。

冒頭陳述のメモであるとか論告弁論のメモとか。それは当然でしょうけれどもそれ以外に裁判官の方から評議に当たってということで何か皆さんに説明するような資料のようなものは配られましたでしょうか。例えば量刑はどういうふうに考えるのかというような資料であるとか。あるいは争点でいえば責任能力というのはどういうふうに考えるのかということについて資料をお見せするということもあるかもしれません。特に資料は配らないで口頭で説明に努めたということでしょうか。そんな感じですかね。

(1 番から 6 番うなずく)

(司会者)

はい、分かりました。

今の段階で検察官、弁護士から何か質問ありますか。よろしいですか。

次に進みます。審理との関係ということです。先ほど、今回は評議に絞ってと言いました。なぜ、審理が関係あるのかということですが、評議は審理を踏まえて行うものですから当然審理のことも話題にせざるを得ないところであります。

ただ、今日は今までと違いまして、評議から見て審理はどうであったのか。こういう視点で考えようと思います。評議をするに当たって当事者の主張や立証はどうであったのかという視点で考えましょうということです。

当然、検察官、弁護人も、皆さんが評議を十分にできるようにそのための材料を審理の中でちゃんと提供しているはずですよ。争いのある点についてはどのように考えるべきか自分たちの意見を述べていると思います。量刑についても、最終的な意見である求刑や科刑意見を導くために皆さんに考えてもらいたいことを述べていると思います。

ですが、審理を終わった段階で、皆さん方はどうでしたでしょうか。こうした当事者の意見を聞いただけで評議できる感じになりましたか。

恐らく、評議を進めるに当たっては、その後、裁判官からいろいろ説明があったと思います。検察官のこの主張はこういうことですよ、こういう意味ですよとか。弁護人が言いたいことはこういうことですよという説明があったと思います。そういう説明を聞かないまでも、評議を始める段階で審理を終わって、検察官はこういうことを言いたいんだ、弁護人はこういうことを言いたいんだ、こういうことをこれから評議するんだというような、そういうアウトラインといいますかそのくらいは分かったでしょうか。

この辺が一番聞きたいところなんですけれどもいかがでしょうか。少々抽象的ですかね。

奥山さん、フォローがありますか。

(裁判官)

皆さんが審理を終わった段階でこれから何をやるのかという話が最初は分からなかったと言われてましたが、そのうちだんだん分かってきたというような話をされました。その当事者が審理の中で主張や立証した段階では自分はこれから何を話せばいいのかも分からなかったという趣旨なのか、あるいはある程度このことについて評議をすればいいというのは分かったのかと。だんだんやっている間にイメージが具体的になったということなのか、それとも、まだ審理が終わった段階では雲をつかむような話なのか、その辺のイメージはいかがでしたかということですかね。

(司会者)

本来ですと、審理をやって、審理を踏まえて評議するわけですね。これは、今の制度は裁判官も一緒にやることになっていますから評議に裁判官がいますけれども陪審制度であれば陪審員しかいないんですね。その中でやるとすると、誰もそういう助言をするような人はいないわけですよ。審理を踏まえて自分たちだけで議論することになります。何を議論するのか、何を決めなきゃならないのかってことを全部自分たちで考えなければいけないんです。恐らく皆さんの時には評議の中でこれからこういうことを評議しますということでこれについても一回検察官や弁護人の言ったことをある程度まとめてといいますか説明をして、この点がこういうふうの問題になっていますよということをやり、これを評議しましょうという形で始めているんだと思います。

でも、理想は本来ならば評議をする前には、当然、当事者は皆さん評議に入る前提でいろんな材料を提供したわけですから、本当はもうそれだけですぐ評議を始めてもいいくらいのことになっているはずです。そうなっているかどうかということですよ。裁判官の説明を聞かないと始まらないという話なのかどうかということですよ。

多分、評議の時には裁判官からいろいろと説明がありますよね。いろんな争点に

ついてもね。この争点を始めましょうというだけではなくて、もう一回検察官はこう言っていますよとか、弁護人はこう言っていますよとか、弁護人が言っているのはこういうことですよとか。そういう説明をした上で多分議論しているという気はするのですが、実際の評議はそんな感じですか。

(3番)

もちろん裁判員裁判に参加されている方は全く初めてのことで、まして、選任されたその日にもう法廷にいるという、朝起きた時には想像もしなかったところに自分がいて、これから何が起こるのかも分からないまま、明日から毎日来るようにみたいな感じだったので。

割と出たり入ったりと動きが思った以上に多かったというか、少し休んでは、今度は弁護人からとか、今度は検察側からとかという、次から次へと目まぐるしく進行している中でした。実際にどうかというところは、特に私たちのケースは難しかったので、途中での中間評議とか、今こういうことをやっているからここをちゃんとポイントとして把握してというようなそういうフォローがあった上で評議へ参加する形だったので流れはとてもスムーズにできました。

(司会者)

中間評議の中で、裁判官からそういう説明があったということですかね。

(3番)

はい。

(司会者)

それがあったから評議も順調に進んだということですか。

(3番)

はい。そうじゃないと何のために今こういうお話を聞いて、今度は検察側からと、何かもうとにかく移動、移動で。次は何が起きて、何をするのか、何のために行っているのかというのが、ただ言われるままの状態ですと全くついていけないので、その辺りをきちんと裁判官の方が修正してくださいました。

(6 番)

審理が終わった時点で何を話せばいいのかというのは全員分かっていたと思います。それは、冒頭陳述とかで休憩時間の中で、今日はこんなことが行われましたということを最後に裁判長の方がまとめてくださって、ここがそれぞれの意見の食い違いですよという趣旨をおっしゃっていただけていました。ここがそれぞれのずれでそこを私たちは話し合っていかなければならないというのが、毎日毎日ちゃんと分かっていたので、いざ、話し合いましょうといった時に何から話せばいいのか分からないということはありませんでした。

それがあったからこそ二日半の評議は充実していたと思います。やはり違いがどうなのかというところを聞いていて、弁護人と検察官の方の言い分の食い違いというのが分かりやすい点もあれば分かりづらい点もありました。趣旨をまとめてくださって最後に説明して下さったのがとても良かったかなと思っています。

(司会者)

そうすると、ただ双方の意見なり立証を聞いただけでは、違っていることは何となく分かるけれども、どう違うのかとか、どの辺のことが意味があるのかとかいうことについては、多少その合間合間に裁判官がそういう説明といいますかフォローがあったからこそスムーズに評議ができたということですかね。

(6 番)

そうですね。はい。

(司会者)

3 番さんはそういう中間評議みたいなある程度時間をとったということでしょうし、6 番さんですとそういうぽつぽつと休憩時間とかそういうことだと思います。

(6 番)

中間評議がなかったのです。

(司会者)

なかったけれども、一言一言、裁判長のフォローがあったんですかね。

(6 番)

法廷に入る前に、今日はこの点を話し合いますと。この証人はこのために来ていますということをお話ししてくださったので、そういう点を視点として持って見ていけばいいということが分かりました。

(2 番)

タイムテーブルをもう一回見直してみますと、休廷・閉廷が数回ありますよね。20分から30分。実際は予定より少し長目ですけども、評議室へ戻ると30分程度ですかね。そこで、大体1時間から1時間半ぐらいの公判の中で起きたことを話し合っ、どうでしたでしょうかというか、裁判長の方からもう一回復習的にその内容を話していただいて、そこで意見を交換するような法廷で学習してそれを持ち帰って復習するようなゆとりみたいなものがありました。

私の場合は、事件の内容が比較的シンプルだったという言い方はおかしいかもしれないですけども、最終的には公判だけですと明々白々な事件だったので余り迷うところは少なかったものですから、内容としては理解しやすい部類だったのかなと思いました。

(3 番)

この中間評議を入れる、入れないというのはその案件にもよるし、あとはその裁判官の方の判断によるってことなのでしょうか。

(司会者)

そうですね。時間的なつなぎといいますか、ぼっかり時間が空いてしまった時に、何をするのかという中間評議にしておこうということもあるでしょうし、意図的にこの段階でそういう中間評議を入れましょう、そういういろんな入れ方があると思います。もちろん事件により、争点によりとかということもあると思います。

そうすると、裁判官のそういうフォローがあれば、大体評議する時には何を基本にしなければならないのかとか、どこがポイントなのかとかある程度はもう把握できていたということでしょうか。

(5番)

公判の期日のタイムテーブルがありますが、5分と違わず本当にこれに忠実でして、検察側もたった5分であれば5分で終わる。次の日はこれについてやるんだということを頭に一応入れました。こういうものは持ち帰れませんから頭の中で準備していて、裁判は実際にこのとおりに進行していきました。

モニターのいろいろな画面とか資料で犯行現場の間取りとか、この部屋がこうなっていて、ここにこういう状態でというようなものもあったので、分かりやすく状況がつかめたのでやりやすかったです。

(司会者)

検察官、弁護人は多分この辺りが一番当事者の立場に関心があるかと思いますが、何か質問ありますか。

(検察官)

評議との関係でうまく証拠調べでちゃんと伝えなければいけないことが立証できたかということは、非常に検察官としては関心事項なんですけれども、証人尋問とか被告人質問とか直接話を聞くパターンなら比較的頭に入りやすいし、事前に何が問題かというのを把握されていると分かりやすいとは思いますが。多分、大概の事件で最初にやるのは供述調書、争いのないところの供述調書と、あとは先ほどおっしゃったような現場の写真系の話ですよ。

それらは最初ということもあって、評議するに当たって、あそこは全然聞いてなかった、あるいは、分かりにくかったというような御感想があると思いますが、その辺はどうだったか、お聞きしたいと思います。

(5番)

検察官の方が途中から速くて。御自分はよく分かっているんでしょうけれども、把握するのが大変でした。

(司会者)

早口ですか。

(5番)

早口で。だから、滑舌良く私たち60代や70代の方の頭にも入るように言って欲しいとその時は思いました。

もちろん読まなければならないことや言わなければならないことは多かったと思いますが、少々分かりづらいところがあって聞き逃してしまいました。それで、評議の時に、あれはどう言われたんですかと、裁判長にもう一度お部屋に戻ってから聞いたことはありました。

(司会者)

最初に調べた証拠は提出されますからね。その証拠を見返すということは出来るんでしょうけれども。そうすると5番さんの場合だと大体時間どおり進んでいるけれども、そもそも、その時間の設定をもう少し長くしないと、当然早口になってしまいますということですか。

(5番)

ただ言われているのが速かった。滑舌よくはっきり言っていたらもう少し分かりやすい。私だけではなく、ほかの方も速いと言っていました。

(司会者)

初日の審理の最初の証拠調べですよ。皆さんもよく分からないままということと立ち会っていると思いますけれども、そういう中での証拠調べの印象として十分理解できたかどうかということですが。

(2番)

私の場合は、5番さんとは逆で、現場の写真とかそれからいわゆる監視カメラとか撮影された動画的なものとかもありました。検察官の方の話し方も非常にゆっくりで非常に分かりやすかったという印象がありました。

(司会者)

事件によりけりですかね。よろしいですか。弁護士の方はありますかね。

(弁護士)

どこでお尋ねしようかなとは思いますが、事実認定に関する評議というところで。

(司会者)

後のところですか。はい、分かりました。

これからは、事実認定に関する評議について議論したいと思います。

最初にも御説明しましたように皆さん方のうち5名の方が争いがある、争点のある事件でした。5番の方は争いがないとおっしゃっていましたが、自首が成立するかどうかという意味では争いがありますので、全員皆さんが争いのある部分を検討したんだと思います。

事実認定の問題になるわけですが、裁判官からは事実認定のルールということで多分説明があったと思います。これは裁判員に選ばれた時に、質問手続室で最初に説明があったかと思いますが、それとは別に、事実認定にはこういうルールがありますと評議の中でもやはりそういう説明がありましたでしょうか。いろいろルールがあると思いますが、常識に照らしてみても、疑わしい時にはそれは検察が立証できないんだから無罪にしなければならないとか。検察が言うような事実は認めない形になりますというような話です。弁護人の立場から言うと疑わしきは被告人の利益にとか。そういうような形での説明があったかと思いますが、それは皆さん評議の中でありましたか。

(1番から6番うなずく)

(司会者)

その説明は皆さん聞いて大体納得できましたでしょうか。よく分からないまま評議に入ってしまったということなのか、その辺はいかがですか。

(6番)

よく分からないまま評議に入ったということはなかったと思います。事実認定をする前にやはり裁判長の方から、「疑わしきは罰せず」で、証明できないことは事実としては認定できないのでそれは被告人の不利益になることは認められないという

お話がありました。それを主眼において話し合っていきたいと思いますということを最初に言われたので、よく分からないまま話し合いをするということにはなかったと思います。推論で話をしていかななくてはいけない部分もありましたし、推論だけれどもそれが論理的に通るならばそれはある意味事実として認定しても差し支えがないのではないかというお話もありまして、そういうところはなかなか難しいというふうには思いました。

(司会者)

今の説明といたしますか、ルールについて検察官や弁護人が論告や弁論の中で言う場合があるかと思えますけれども、そういうのはありましたかね。

「疑わしきは被告人の利益を考慮してください」というような言い方というのはありましたでしょうか。

(3番)

ありました。

(司会者)

やはりその時には、そういうルールがあったんだということで、少しそういう目を向けてみようというような感じになりましたでしょうか。

(1番から6番うなずく)

(司会者)

そういう主張はあった方がいいですか。もうどうせ、裁判官が最後に説明するんだから、当事者が言った時はそんなことを一々言わなくていいよという話なのか、当事者の主張としてもやはりそういうルールについて一応皆さんに目を向けてもらうためには一言でもいいから言って欲しいというようなことなんでしょうか。

(2番)

相手が我々素人ですので、冷静な判断に欠ける瞬間というのはないとは言えないと思います。だから、そういう意味ではやはり疑わしいのであれば、よく言いますね、その疑わしきは罰せずという方法は。常に私は終始そういう考え方を基に自分

で判断下したのかな。

(司会者)

そうするとそういったルールについても事あるごとに言ってもらった方がいいですか。

(2 番)

それは事あるごとというよりも絶対必要な前提条件ということになるのではないかと思いますね。

(司会者)

そうすると裁判員としてもそういうことは言ってもらった方がいいということですかね。

(2 番)

はい。

(6 番)

被害者の立場になって考えてみなければならない時もありました。そうやって被害者感情を強く意識するとどうしても主観が入る部分があります。自分が今まで生きてきた中で経験してきたことと照らし合わせるとどうしても許せないとか。そうなった時に許せない気持ちと疑わしいでもそれが証明できないというふうな事実が認定できない場合は、やはり罰してはいけないという側面があります。どうしても主観で話をしてしまう部分も、絶対冷静に話し合っていく中でも出てくるとは思います。

そういうふうな感情に走ってしまう方も出てくるかと思いますので、最終弁論などで疑わしい時は罰せずとして被告人の利益を守ってくださいという主張をしてくださることは個人的にはとても良かったかなと思っています。

(司会者)

具体的にその争いがある事実でどう評議が行われたか、だんだんこの辺になってくると、守秘義務との関係が出てきてしまうので、前提となる点についてだけ伺い

ます。

最初に皆さん方の事件の争点を申し上げました。分類すると一つは殺意があったか否かというそういう争点の事件。これは3番さんや4番さんの事件がそうだと思います。もう一つは強盗致傷の事件で被告人にどのような暴行があったのかとか、あるいは暴行の認識があったのかというものです。これは2番さんと6番さんの事件が多分これに当たると思います。それから、犯行時に責任能力があったのかどうかという3番さんや6番さんの事件がこういう問題があったかと思っています。

網羅的に一つ一つお聞きしたい点があるんですけども、まず殺意とか責任能力という言葉。これは、殺意というのは皆さん普通考えるのは、殺したい気持ちといえますか、あるいは殺すつもりというような、そんな感じで受け止められているんでしょうけれども、必ずしもそうではないという話は多分裁判の中であるいは評議の中で説明があったかと思っています。

3番さんの事件では、最初からその殺意については人が死ぬ危険性が高い行為をそのような行為と分かっていて行ったということですね。そういう時に殺意がありますというふうに考えましょうということで、それがあるかいないかという、そういう争点の立て方だったと思いますけれども、その辺は殺意というのはそういうものだとということで説明してもらった方が分かりやすいですかね。

(3番)

はい、もちろんです。この事件で一番最初に被告人の精神的な問題についてという前提での話があったものですから。まず最初にそのところが一番ポイントになるからというのは裁判官の方が説明してくださったので、そこが最終的には判断のところだったので、殺意とはこういうものですというのを私たちにちゃんと話をしてくださいました。

(司会者)

3番さんの事件は要するに精神的に問題があるかという点がまずポイントにあって、その関係で殺意があるかないとか、そういう話だったんですかね。

(3番)

はい。

(司会者)

4番さんの事件では殺意が問題になったんですけれども、弁護人は、殺意というのは殺すつもりのようなことを前提に話をどうもしていたように思うんですけれどもそうじゃなかったですか。弁論を見ると何かそういう話ですよ。

(4番)

そうですね。弁護人側と検事側ということで、要旨のメモを頂いていたのでその中で整理されて、殺意というものをそれぞれの方から伺うことができたので、読み返しながらかその辺を整理しながらというのは評議の中ではありました。

(司会者)

そうすると、殺意というのは必ずしも殺すつもりとかどうかだけのものじゃないよという前提で評議ができたということですか。

(4番)

そうですね。できました。

(司会者)

それから、責任能力というのはこれも今の3番さんあるいは6番さんの事件で問題になったんですけれども。初めて聞くような言葉がいっぱい出てきたでしょう。

(3番)

そうですね。途中でそういう精神鑑定の専門である方からの私たちに対する勉強じゃないんですけれども一般的なこととか知識とかというのを伺いするまた私たちからも質問する時間がありましたので、最初は奥の深い内容だったんですけれども、専門の方から直接聞いたという部分では分かりやすかったと思います。

(司会者)

6番の事件も精神科医が証人に出てきていましたかね。

(6番)

はい、そうですね。精神鑑定をされた方がいらっしゃって、その患っている病気はこういうもので、犯行当時は医学的見地からするとこういう状況だったと自分は考えますという意見を述べられていました。本当に全然知らないことだったんですけれども、分かりやすく説明をしていただきました。こういったことを考えていきましょうというものを全員の評議の中で一度全員で決めてその点について話し合いをしていったので、分かりづらいとか分からなかったということはなかったと思います。

(司会者)

強盗致傷の事件は、どんな暴行があったのか、暴行の認識があったのかということですが、結局関係している被告人、あるいは被害者とか共犯者、そういう人の話を聞いて、どちらを信用するのかというところが問題だったんだと思いますが、いわゆる供述の信用性といえますか。そういうことはかなり評議の中でも議論になったと思います。

その供述の信用性を考えるに当たってはこういう点がポイントですよというような説明というのは裁判官からありましたか。そういうのを抜きにしてどちらが信用できるんでしょうかというような形で議論されたんですかね。

(2番)

大体法廷の中で見聞きした内容といえますか、その辺はかなりクリアではっきり分かりやすいんですけれども、実際に判断を迷ったところもありました。一つはその状況といえますか、

(司会者)

関係する人の中で供述に食い違いがあるわけですね。

(2番)

はい。

(司会者)

6番さんの事件もどうやってそのバッグを取ったのかというところで、被告人の

暴行の態様というんですか、そっとバッグを取ったのか、無理やり取ったのかという、そこが被告人と被害者で話の内容が食い違っていたんですかね。

(6番)

そうですね。食い違っていました。被告人の方の証言が二転三転してしまいました。あと、最終弁論で弁護人の方の発言も、今まで一貫してきたところから少しずれたところに結論が行ってしまいました。

(司会者)

全員に共通して問題があるのは量刑だと思いますので、量刑についての評議のことをお聞きしたいと思います。

まず、簡単にその印象や感想を誰かにお聞きします。やはり皆さんにとって量刑というのは難しいですか。

(1番)

はい。難しいと思いました。

私のケースは性犯罪だったんですけれども、公正に判例を基に量刑を決めないとないというところで自分の考えとの間にもものすごく葛藤がありました。なかなか今までの判例と私が今回受け持ったその事件は余り似てなかったのも、とても比べるといいますか、量刑を出すのが難しかったです。

(司会者)

実際の量刑をどうするかというのはこれからまた議論しますけれども。さっきのような争点があって事実認定をするというそういう作業と、どういう刑にするのかという量刑の作業、二つありますよね。皆さんにとってはどちらの方が取っ付きやすいんですかね。どちらも初めてやることだと思いますけれども。量刑と事実認定となると。

(6番)

量刑の方が難しかったです。事実認定の方が何を話し合えばいいのかは分かりやすく、弁護人側と検察官側の意見の食い違いがありますので、そこに視点を持つ

て話していけばいいんだという道筋が裁判の中で行われますから分かりやすく話し合いがしやすいです。

量刑という段階になりますと弁護人の言う量刑と検察官の言う量刑は分かるんですけども、その量刑の規範が自分の中にはないので。

いろんな資料で裁判長が、同じようなケースでこれぐらいの求刑の場合はこういう事件がありますよとか、同じようなこういう事件では大体これぐらいのが出ていくというふうにおっしゃってはくださるんですけども。量刑となるとなかなか自分の中で納得できない部分もあります。やはりこれを決めるというのはとても難しい。

事実認定までは話し合いの中でいろんな活発な意見が出てくるんですけども、こと量刑になると時間が掛かったというような印象があります。

(司会者)

ほかの方はどうですか。5番さんはどうですか。量刑の方が難しいですか。

(5番)

はい。量刑の方が難しいです。

(司会者)

5番さんは特に事実には争いが無いということでしたけれどもやはり量刑は難しかったですか。

(5番)

あれだけ大変なことをしたので。また、検察官が3年から25年まで幅があると。でもその数字は結局一つですから、何年から何年というわけにはいかないのもそれを一つに絞るというのが大変でした。

(司会者)

4番さんも、量刑はやはり難しかったですか。

(4番)

そうですね。

(司会者)

恐らく、最初に裁判官から量刑というのはこういうふうに考えるというような基本的な考え方というんですかね。あるいは刑罰の目的であるとかという話はあったかと思います。そういうことはありましたかね。

(1 番から 6 番うなずく)

(司会者)

そういうのもない時には何をやっていいか分からなくなってしまうからね。それで、恐らく行為責任という言葉が聞かれたかどうか分かりませんが、やはりやったことに見合う責任を負わなければならないという、こういう犯罪だったらそれだけに見合うだけの責任を負わなきゃいけないんだと、それを量刑という形で判断するんだというような、言葉としては若干違うかもしれませんが説明はありましたかね。

(1 番から 6 番うなずく)

(司会者)

それから、もちろんそれぞれの犯罪の法律で決まっている刑の幅といいますか、その説明も当然ありますよね。でも、それだけじゃよく分からないですよ。先ほども出ていましたけれども、いろんなこれまでの判例、裁判例といいますか、どういう量刑の傾向にあるのかということで、これも裁判官から説明があったんですかね。特に今回の事件と似通ったケースでいくと、どのくらいのこれまで傾向があるのかというような形でしょうけれども。先ほど言いましたが、実際はそんなにピントが合うような先例ばかりあるわけじゃないんですよ。事件というのはそれぞれの個性があるわけですので。

そうすると、例えば強盗致傷なら強盗致傷という犯罪のこれまでの量刑がどういう傾向ですかというような形からまず説明があると思いますけれども、これだといっぱい件数もあるでしょうし、何年から何年というような幅もありますよね。そういう過去の傾向といいますか、グラフで示されたり、一覧表で示されたと思います

けれども、これはあった方がいいですか。

人によっては、そんな過去のは別にして、自分たちで考えるんだというふうに言う人がいるんですけれども、そういう参考になるようなものとしてそういう過去の傾向はどうだったのかというようなことはあった方がいいんですかね。

(2番)

今回の流れは、過去の判例というのですかね。あれが箇条書きになった、ホームページかどこかに公開されているのか、こちらの裁判所の中だけなのか。

(司会者)

資料としてどういうのを示されましたか。

(2番)

大きなモニターの方で似たような犯罪で棒グラフで。

(司会者)

グラフとして書いてあるものですか。

(2番)

ええ。その中にたまたま今回私が遭遇した事件とほとんどそっくりな状況の事件があったんですね。それが大体何年という。

(司会者)

グラフだけでは分かりませんよね、当事者のことまでは。だから、その事件の内容まで書いてある一覧表みたいのですか。

(2番)

それがありましてそこに説明があって見たらそっくりだねという話になりました。そういう意味で、ある程度の目安にはなりますね。

(司会者)

今、一覧表という形で文字情報ですよ。こんな事件でこういう事情がある事件ですよというのは、そういう一覧表を示されたという、皆さんそうですか。

(1番から6番挙手)

(司会者)

全員ですか。そうですか。単にそういうグラフだけでなく、今のようものを示されたんですかね。それは皆さん参考になったということですかね。

(3 番)

参考になったのは事実なんですけれども、少し数字的に表すのが難しい。

(司会者)

その個々の具体的な一覧表の形ですと、今、2 番さんが言われたようにそっくりな事件があるじゃないかとかね。これで何年になっているから、じゃ、これは何年にしましょうよと、そういう発想に行きやすいんですけれども、そこはどうか。何か似たもの同士を探しあつて、それで結論を決めてしまえというような、そういう安易な発想もあるのかなという気はするんですけれども、その辺は余り影響されなかったですか。

(6 番)

その時に裁判長の方が行為責任のお話をされて、話し合いをしましょうということになったんですけれどもデータを見せていただく前に行為責任の話があれば、もう少し話し合いが円滑になった部分もあるのかなと思います。

(司会者)

参考になるといえば、検察官の求刑であるとか弁護人の科刑意見というのがあります。最近、弁護人もそういう意見を具体的な数字を出して述べる場合がありますけれどもこれも参考になりましたか。

求刑というのはどういう意味だというのは説明はありましたかね。決してこれに拘束されるものじゃないんですよとか、これを上回ってもいいし、下回ってもいいし、同じでもいいとか、そういう説明があったかと思います。

それは過去のケースじゃなくて、実際この事件で検察官はこのくらいの数字ですよという意見を述べるわけですよ。弁護人はこうですという意見を述べるわけですので。参考になりますかね。

(1 番から 6 番うなずく)

(司会者)

ただ、両者の意見が結構余りに開いている場合があるでしょう。検察官は 10 年と言っているんだけども弁護人は 4 年とか 3 年とか言っていると、そんなに開きがあって参考になるのかという話もあるでしょうけれども、その辺どうでしたでしょうか。

5 番さんですと、確か 10 年と 4 年でしたかね。検察官の求刑が 10 年で弁護人が 4 年とか言っていましたね。

余り開きがあると、開いたどっちを問題とするかは別でしょうけれども。

(5 番)

そうですね。

(司会者)

だから、皆さん発想としては検察官と弁護人の意見の間で考えましょうというような感じになるんですか。

(6 番)

検察官は唯一の権利として求刑を決めることができるんではないかというふうなお話がありまして、それを超えて判断をするにはそれ相応の理由がありますという裁判長の方から説明がありました。

(司会者)

つい最近、最高裁で求刑を上回るような裁判員裁判の結論を間違っているということで見直した事件がありましたけれども、その時に問題になったのは、やはりほかの事件で同じような似たような事件の公平性といいますか、そういう話だったと思いますけれども。そういうほかの事件との公平性というような話というのは評議の中では裁判官からありましたか。

(6 番)

ありました。裁判官が繰り返し繰り返しおっしゃいました。

(司会者)

今のその求刑がどうかという話ですね。

(6番)

量刑の話をする前にありました。データを見た後に行為責任の話を強く裁判長の方が言われました。皆さんはこれからの裁判に責任を持つ、そういったことを今からしますというふうなお話がありました。そういった責任を持って量刑を決めるべきであるというふうに考えていますというふうなお話がありましたので、それに沿って評議をしていきました。もう繰り返し繰り返し、量刑の段階ではそのことを強く言われて、強く意識して話し合いをしていったと思います。

(司会者)

ほかの方はどうですか。説明としては同じようなことはありましたか。

(3番)

はい、同じです。

(司会者)

過去の先例を傾向を示すというのはやはりそういうところにあるんですよね、実は。似たような事件でいくとこのくらいの量刑の傾向がありますよというのをね。別にそれにしたいとかじゃなくて、だから、それをにらみ合いながらいいですか、そういう中で考えていかないと公平を失することになるんじゃないですかというのは、多分そういう趣旨だろうと思います。

そういう説明があっても、その場の雰囲気で見方が強い人、弱い人がいると、大幅に求刑を上回るような結論になってしまうことも出てくるんですかね。

(2番)

また繰り返しになるかもしれませんが。私の場合にはたまたまそっくりな判例がありました。過去の判例というのはやはりあってもとってはおかしいんですけども、個人的な感情とか個人の考え方といいますか、そういったものでかなりぶれるのではないかというところが非常に感じられました。

(司会者)

もう一つ聞きましょうかね。

その量刑を考えるに当たっては、今はいろいろと周りのことから話をしていましたけれども、それぞれの事件で量刑を決めるに当たっては、どこをポイントに考えましょうという話は多分あったと思います。

先ほどの行為責任じゃありませんけれども、まずやったことが前提ですから。そうすると、実際やった犯行の態様であるとか、動機であるとか、結果であるとか、そういったことでまず考えましょうという話で。それとは別に、一般情状という言葉が使われているかどうか分かりませんが、被告人は反省しているとか、謝罪したとか、弁償したとか、そういったことはまた別の事情ですよと、こういう説明はありましたか。

(1 番から 6 番うなずく)

(司会者)

そういう説明を聞きながらも、被告人は若いからこれからのことを考えてこれはある意味で一般情状ですよ。実際にやったこととはまた別の話ですよ。そういうことをどの程度考えるのかという、多分そういう問題だと思います。

皆さんの中で頭の整理としては大体できていましたか、評議の中では。犯情と一般情状といいますか、そういう犯罪そのものに関する事情とそれ以外の事情ということでしょうか。

(5 番)

はい、出てきました。将来がある人なのでとか。

(司会者)

少し聞き落としてしまいましたが、さっきのようなグラフとか一覧表を見てもそれでもまだ分からない。いざ具体的に自分がどういう数字を考えるかという時には、参考にはなるけれどもまだ具体的な数字を考える時にははっきりしないところが出てきますという皆さんそんな感じでありますかね。

もうあのグラフとか一覧表を見たら大体自分としたらこのくらいの結論になるかなというようなふうに思い当たったんでしょかね。

(3番)

結局、1年ぐらいの差だともう判断しかねるというか、例えば、今回私が携わったのは18年という検事側からのだったんですけども、それを17にしようが、16にしようが、18にしようが、その微妙な数字の違いは私たちが判断しても何がというのは言えないところではあったと思います。

(司会者)

私なんかもよく評議で言うんですけども、正解というのはないんですよね。きちんと数字ではっきりこれが正解ですと。今、言われたように、1年違ったら、じゃ、不正解ですかということそうではないんですよね。それぞれ考えで、皆さんが17年がいいのか、18年がいいのかということで、最終的には多数決になるんでしょうけれどもね。

(3番)

あと何年と決まった後に判決をする時に私たちが量刑を決める時には知らされてなかったシステムだったんですけども、判決ですと言った時にそれから何日はマイナスとか数字があったじゃないですか。それを後に知らされたのでえっというのが。

(司会者)

それは逮捕されてからずっと身柄を拘束されているということで。

(3番)

はい。その分の何日間をとか。

(司会者)

それは分かりませんが、裁判によってその日数が決まっているわけじゃなくて、短い日数の場合もあれば、裁判員裁判って結構長い日数になりますけれども、そういうこともあるもんですから。そうじゃなくて、まずやったことで何年か決め

ましようと多分そういう話だと思います。発想としてはまずそういう刑を決めて、あとはマイナス的に未決勾留日数算入という制度ですけれどもそういうことを考えましようよということだと思います。それがあるから重くしようとか、軽くしようとかという発想はないと思います。

(3番)

もちろんないですけれども、例えば、今回の場合18って検事側だったんですけれども、いろいろと考慮してということで17年とか16年とか年数を下げたのにまたそこからというふうになっていたのです。

(司会者)

そこは、説明の仕方で多分刑を決めてからそういう調整をしますよというやり方が多いかと思います。

もっといろいろとお聞きしたいことがあったんですけれども、一通りこれで終わりにしたいと思います。

最後になりますけれども、検察官、弁護士の方で、何かこれは聞いておきたいというのはありますでしょうか。

(弁護士)

評議に当たって事実関係に争いがあった事件がほとんどのようですけれども、証拠の書類や、あるいは法廷に来られた方の証言のビデオは実際どのぐらい振り返ってごらんになっているのかといった辺りとか。あるいは見たいなと思いながらも少し言い出せないということで、言わないでそのまま審理に臨んでしまったのかとか、評議に臨んでしまったのかとかといった辺りを聞きたかったんですが。

(司会者)

証言や被告人の話という時には、録音、録画をしているんです。テープと画面を。そういうのを評議の中で見返しましたかということですね。

(弁護士)

それで、結局は見返さなかったとしたら、自分のメモだけを頼りに評議に臨んで

いたのかといった辺りとか、あとは、その証拠の書類と法廷に来られた方のお話とではどちらがより自分の判断に当たってより重く受け止めたのかといった辺りを伺えれば。

(司会者)

そこどうですか。そういう証言の部分をテープを起こしたり、実際にはその画面に出てきて言葉が出てきたりするわけですが、それを見返したというところはありませんか。

(2番)

私はそのこと自体を知らなかったです。当然もう必死になってメモを取っていたわけですが、結局それしか頼りになるものはないし、自分の記憶しか。だから、もしそういった録音ですとかビデオがあった方が、やはり判断狂わせないで済んだかなというふうに思いました。あった方がありがたいですね。

(司会者)

正確を期した時にはそういうものはいいんでしょうけれども。ただ、基本は法廷で見て聞いたのが裁判ということですので、ですから、あくまでそれはぎりぎりのところでどうしてもそこを調べないと分からないという時にはそれを見返すということになるんでしょうけれども。何でもかんでもそれを頼りにしていたら、審理と同じような時間を見るんですかという話になってしまいますよね。多分そういうことで、恐らく実際の事件って皆さん余り見てないんですかね。

(5番)

凶器というのはお部屋に持ってきて見ました。

(司会者)

それはありますね。

それから、書類などの証拠は提出されますから、もう一度あの図面を見たいとかいう時に見返すということは多分あったかと思います。

(3番)

ありました。写真とかをもう一度見直してみたとか。

(6 番)

見て分かるのが裁判というふうに最初に言われたので、証人の方が来てくだされば、その証人の方の証言というのが最重要視された中での話し合いだったかというふうには思っています。

(司会者)

はい、そうですね。

(1 番)

私もありました。気になる間取りとか。邸宅侵入が外だったんですけれども、監視されている建物かというので、写真はあらゆる角度から撮ったものがあつたので、それはみんなで見てちゃんと評議しました。

(司会者)

よろしいですか、今の点は。

(弁護士)

よければもう一つ、検察官の意見を記載した論告の最後に出される論告のメモと、弁護人が出す弁論のメモを評議に当たって参照されるのか、あるいは聞くだけ聞いて実際の評議は自分の手元のメモを参照に評議に臨まれるのかといった辺りはどのようなものだったのでしょうか。

(司会者)

これは、私どもも聞こうと思ったんですけれども、評議の中で結局、検察官、弁護人はそれぞれ皆さんのためにということで論告メモとか弁論メモを出されると思います。そういうのを見ながら、例えば量刑事情について検討したのか、それは抜きにして評議の中で皆さんそれぞれ検討したのかということでしょうか。

(6 番)

見て検討をしました。検察官の方のが理路整然と書いてあって、弁護人側ものがこれを本当にあなたは信じますかという疑問を提示されたものでした。

(司会者)

それを基にしながら議論をしたということですね。

(6 番)

そうです。それを基にして議論をしていきました。

(弁護士)

ありがとうございます。

(司会者)

検察官よろしいですか。

(検察官)

結構です。

(司会者)

それでは、これで本日の意見交換会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。大変参考になりました。今後の裁判員裁判の運用に生かしたいと思っております。